

非農地証明について

那須塩原市農業委員会

非農地証明とは、以前は農地であった土地のうち、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にある土地について、「農地法の適用を受けない土地である旨」を証明するものです。

◎証明の基準

○農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第3条第1号に規定する農用地区域外の土地、いわゆる農振青地以外の土地であること。

○農地法第51条の規定による違反転用の処分対象でない土地であること。

上記に該当し、次のいずれかに該当する土地

① 人為的な転用行為が行われてから、20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められること。

※過去に当該土地が農地であることを前提にした処分が行われた場合は、その処分の日以降の期間が20年以上経過していること。

② 自然災害等により農地が流失・埋没し、農地への復元が極めて困難な状態になったもの。

◎非農地証明願出時に必要となる書類

名称	備 考
非農地証明願	原本2部
願出地の登記事項証明書。 (全部事項証明書に限る。) 3か月以内発行のもの	願い出に係る土地が、一筆のうちの一部の場合は、分筆をして対象地を特定してから願い出ること。
位置図	縮尺1/25,000程度。願出地を色線等で特定すること。
案内図	住宅地図等に願出地を色線等で特定すること。
公図写し 3か月以内発行のもの	願出地を色線などで特定し、願出地及び隣接地の現況地目、台帳地目、地籍、所有者氏名を表示すること。公図写しの場合は謄写証明がなされていること。
現況土地利用図	縮尺1/500～1/2,000程度 区域界・建物・施設配置・形状等が明らかにされた図面
非農地となった時期を客観的に証明できる書類	例：建物の建築年次が表記されている公的書面（建物登記簿謄本・家屋評価証明書など）、空中写真（撮影日証明があるもの。）、樹木年齢等
必要に応じ添付する書類	
委任状	代理人へ願い出手続きを委任する委任状。
土地の登記事項証明書に登録されている所有名義人と、願出人の氏名及び住所が異なる場合	願出人の適格性を確認するために下記の書類を添付する。 ① 相続後未登記の場合：相続関係系図・戸籍謄本・除籍謄本・相続放棄申述受理謄本等 ② 住所変更後で未登記の場合：住民票・戸籍附票等 ③ 氏の変更後で未登記の場合：戸籍謄本等

◎手続き

- ・願出書は、随時受け付けています。
- ・願出書は、願出書の記載や必要書類が整ってから受付します。
- ・願出書の受付後、提出された書類と現地を確認後に審査し、証明書を交付します。